

1/2補助付きリース事業の利用に当たって

(財)畜産環境整備機構 業務部

当機構は、平成9年度から農畜産業振興事業団の助成を受け、家畜ふん尿の素掘り投棄、野積みの解消に資するための家畜ふん尿処理施設・機械について、導入価額の1/2を補助金によって賄う補助付きリースを実施している。

平成11年11月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が制定され、家畜ふん尿の野積み、素掘りによる管理を解消するため、平成16年10月までの5か年間で同法の処理基準に適合した管理施設を整備する必要がある。しかしながら、施設整備を必要とする約6万6千戸のうち、今後対応を要する農家数は簡易対応を除くと約1万4千戸となっており、各種事業、1/2補助付きリース事業や農林漁業金融公庫資金等を活用してその推進を図ることが求められている。

本事業の予定実施期間は、余すところ1年数カ月になったが、速やかに、野積み素掘りの解消を促進するためにも、1/2補助付きリース事業の内容、仕組みにご理解いただきたいと考えている。

1. 補助付きリースの対象者

補助付きリースの事業の趣旨は、野積み、素掘り投棄の解消に資するということであり、現に野積み、素掘り投棄をしている農場を経営する畜産農業者及び農協(農協連)が対象者である。

また、畜産農業者が法人の場合は、一定の要件(資本金・従業員数、株式保有者等)を満たすことが必要とされている。

2. 補助付きリースで借りられる施設・機械の種類

補助付きリースで借りられる機械は、「表-1 補助付きリース対象施設・機械名一覧表」のとおりである。リースの枠組みから、税務上固定資産に計上できない10万円以下の機械や、既存施設の改造(既存堆肥盤への屋根架けは、特別に対象としている)は、貸付の対象にならない。

また、都道府県の方針によっては、野積み素掘りの解消を重点的に行うということで、補助付きリースの対象施設・機械であるものの、その一部を対象しない場合や、1戸当たりの投資額を制限している場合もあるので、利用に当たっては、都道府県の畜産主務課に確認する必要があるのご留意願いたい。

表-1 補助付きリース対象施設・機械名一覧表

堆肥舎、堆肥舎(屋根架け)、発酵舎(攪拌機で自動的に攪拌し発酵するための構築物)、乾燥舎(戻し堆肥を自動的に攪拌機で攪拌し乾燥するための構築物)、送風機、発酵機(密閉型発酵機)、脱臭槽(オガコ脱臭槽)、脱臭装置(発酵舎に付設する散水脱臭装置)、スラリーストアー(攪拌装置付き)、攪拌発酵機(発酵舎、乾燥舎用攪拌機)、ショベルローダー、堆肥及び液肥の散布機械(牽引式)、固液分離機、浄化槽(活性汚泥等の汚水処理用)、貯留槽(通風や攪拌装置を付設するもの)、浄化装置(活性汚泥法等の液処理装置に付属する機械類ポンプ、攪拌機等の集合体)、水中ポンプ、攪拌機(浄化槽等で攪拌するためのポンプ、ブローア)、ろ床装置(装置の下部を完全に遮水するもの)、汚泥槽(固液分離機で分離した固分を受ける槽)、蒸発散装置
--

表-1の補助付きリース貸付対象施設・機械には、それぞれ条件が付されている。

貸付施設・機械に対して付されている主な条件を「表-2 補助付きリース対象施設・機械に対する

主な条件」に示したが、さらに詳しい条件は、機構、都道府県畜産主務課または借受者（農協連、農協、飼料基金協会、畜産会等）に問い合わせ願いたい。

表－2 補助付きリース対象施設・機械に対する主な条件

- ① 堆肥舎、発酵舎、乾燥舎は、擁壁の上部の壁は、養鶏の場合を除き原則として開放とする。ただし、豪雪地帯及び都道府県が豪雪地帯と認めた地域は、その限りでない。
- ② 堆肥舎、発酵舎、乾燥舎には、ふん尿が外部に流出しないようにする。
- ③ 乾燥舎は、戻し堆肥を乾燥するための乾燥舎として対象にしているため、単独では貸し付けをしない。
- ④ 脱臭槽、脱臭装置は、オガコ脱臭槽及び散水式の脱臭装置のみとし、高度な脱臭装置は対象としない。
- ⑤ 水質汚濁法の基準及び地域の上乗せ基準を満足できる施設であること。
- ⑥ 堆肥化、汚水浄化を促進する資材（オガコ、石、砂、種汚泥、微生物等の資材）は対象としない。
- ⑦ 造成工事及び地盤強化工事（傾斜地の整地や土留め工事、造成工事及び地盤強化材の注入や杭打ち工事）は対象としない。
- ⑧ 通路、道路、車庫、外構工事（側溝等）は対象としない。

3. 補助付きリースで対象とならない施設・機械等

補助付きリース対象の施設・機械は2のとおりであるが、畜産農家等からの問い合わせが多い補助付きリースの対象とならない主な施設・機械は、「表?3補助付きリースの対象とならない主な施設・機械等」のとおりである。新規開発された機械については、あらかじめ機構に相談頂き、貸付の対象になるかどうかを確認して申し込みされるようお願いする。

表－3 補助付きリースで対象とならない主な施設・機械等

メタン発酵施設・炭化施設・燃焼施設・オガコ等の副資材置き場・ふん尿置き場・堆肥製品置き場・堆肥の製品化のための施設（袋詰め設備等）・堆肥やふん尿を運搬する機械装置や車両・脱臭用装置のオガコ等副資材・堆肥化の前処理の機械装置

4. 貸付機械の規模決定の方法

貸付機械は、飼養頭羽数に見合った規模であることが必要となる。このため、都道府県または借受者（再借受者）が機構の堆肥化設計計算書で積算し、リース利用者（農家等）へ積算根拠を提示し、リース利用者は、その根拠に基づいて、設計及び見積りを行うこととなっている。

他の計算式で規模を求めても良いが、その規模が機構の積算規模の範囲から逸脱すると設計変更を行うことになるので、機構の堆肥化設計計算書で規模決定されることをお勧めしたい。

補助付きリースは平成16年度が最終年であり、今後とも、速やかな事業の実施が求められているので、堆肥化施設の規模の設計に当たっては、機構の堆肥化設計計算書を活用し、迅速な事業実施がでるようご理解を賜りたい。

汚水処理については、販売業者が規模決定の積算根拠を作成することになっているが、その積算根拠が、機構が行っているアドバイザー研修で行っている内容と著しく差異がある場合は、設計変更を求めることとなる。

汚水処理装置は、最終的に放流基準が遵守される施設・機械かどうか重要となる。

しかし、汚水処理施設は、運転管理によって能力が発揮できない場合や、その装置が、基本的に問題がある場合もある。全く同じ種類の施設でも販売業者の技術力によって大きく処理能力が変わる場合もあるのでこれらの点を十分考慮し、販売業者や機種を選定を行うことが重要なポイントとなる。

5. 貸付機械の見積等

補助付きリースは、できる限り低コストで実施することが求められており、堆肥舎及び浄化槽には、農林水産省生産局は、単位当たりについてコストガイドラインを示しており、できる限りコストガイドラインに沿った価額になるよう、設計、見積に当たっては留意願いたい。

6. おわりに

補助付きリース事業は、機構だけで事業を行っているのではなく、都道府県畜産課及び出先機関、借受者（農協連・農協・配合飼料基金協会・畜産会等）、畜産環境アドバイザー等多くの支援者の協力を得て実施している。

残り1年余りで、しかも限られた予算で、野積み、素掘りの解消という所期の目標を達成するためには、設計計算書を参考にして合理的な処理方式と機種を選定することが、極めて重要なポイントとなる。

農家が希望している処理方式や機種であることも重要であるが、農家の経営状況、労働配分、飼養規模、周囲の地理的及び社会的な環境条件に見合った処理方式や機種を選定することが最も重要である。

機構としても適切な処理方式や機種かどうかチェックをしているが、残された期限内で迅速に管理施設を整備するためには、地域の最前線での支援者の一層のご指導をお願いする次第である。